

雲南市告示第184号

雲南市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雲南市都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) 都市再生推進法人に指定される以前の雲南市におけるまちづくり活動の実績を示す書面
 - (8) 推進法人として活動を予定する地域を示す地図
 - (9) 法第119条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (指定の基準等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織が雲南市内におけるまちづくり活動の実績があること。
- (3) 雲南市内に事務所を有し、雲南市立地適正化計画区域内で活動を行っていること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

と。

(6) 関係行政機関や活動地域内の民間組織等と十分な連携と調整を図ることができることと認められること。

(7) 雲南市暴力団排除条例（平成24年雲南市条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び同条第2号に規定する暴力団員等が所属していないこと。

2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、雲南市都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、雲南市都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ雲南市都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに雲南市都市再生推進法人業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、雲南市都市再生推進法人指定辞退書（様式第6号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称、住所、事務所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日又は指定の辞退があった年月日を告示するものとする。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（これらに相当する書類であると市長が認める書類を含む。）を市長に提出するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。